

令和3年度点検実施速報(全体)

- 道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検を実施
- 現在2巡目の3年目まで完了しており、橋梁 約63%、トンネル 約58%、道路附属物等 約64%を実施済
- 令和3年度の点検実施率は、橋梁 約27%、トンネル 約21%、道路附属物等 約20%

<<平成26・27・28・29・30、令和元・2・3年度の実実施速報>>

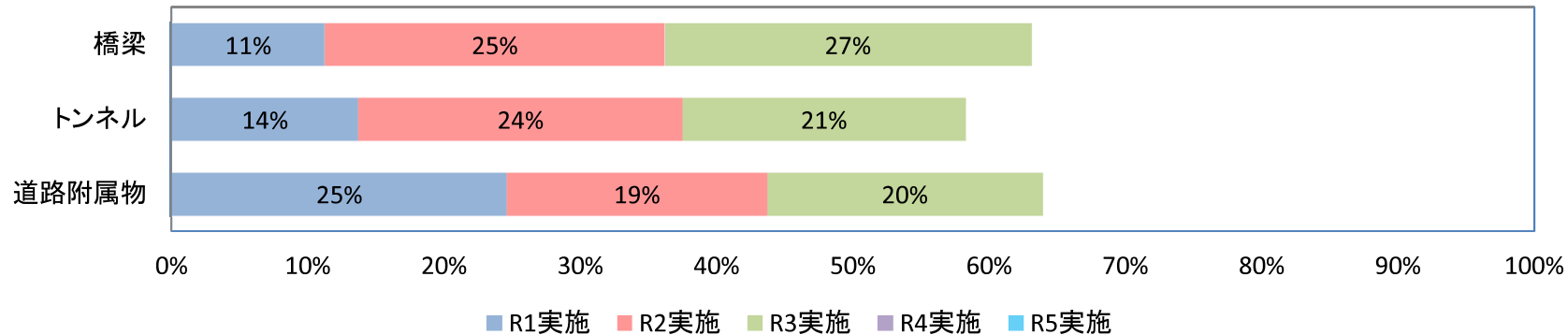
【令和3年度 点検状況(全体)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数			2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	
橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,241	3,413	7,530	8,136	63%
トンネル	375	53	86	59	50	127	100%	400	55	94	83	58%
道路附属物等	2,117	357	548	313	393	480	99%	2,059	507	394	416	64%

【橋梁点検状況(管理者別)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数			2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	
国土交通省	1,240	315	213	274	268	170	100%	1,491	324	249	368	63%
高速道路会社	1,315	316	337	163	213	286	100%	1,286	353	248	204	63%
兵庫県(公社含)	4,856	141	1,169	1,345	1,054	1,147	100%	4,919	641	1,157	1,102	59%
神戸市(公社含)	2,333	80	268	960	685	340	100%	2,343	250	393	723	58%
市町(神戸市以外)	20,139	1,347	4,593	5,655	5,571	2,973	100%	20,202	1,845	5,483	5,739	65%
合計	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	30,241	3,413	7,530	8,136	63%

- ※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
- ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



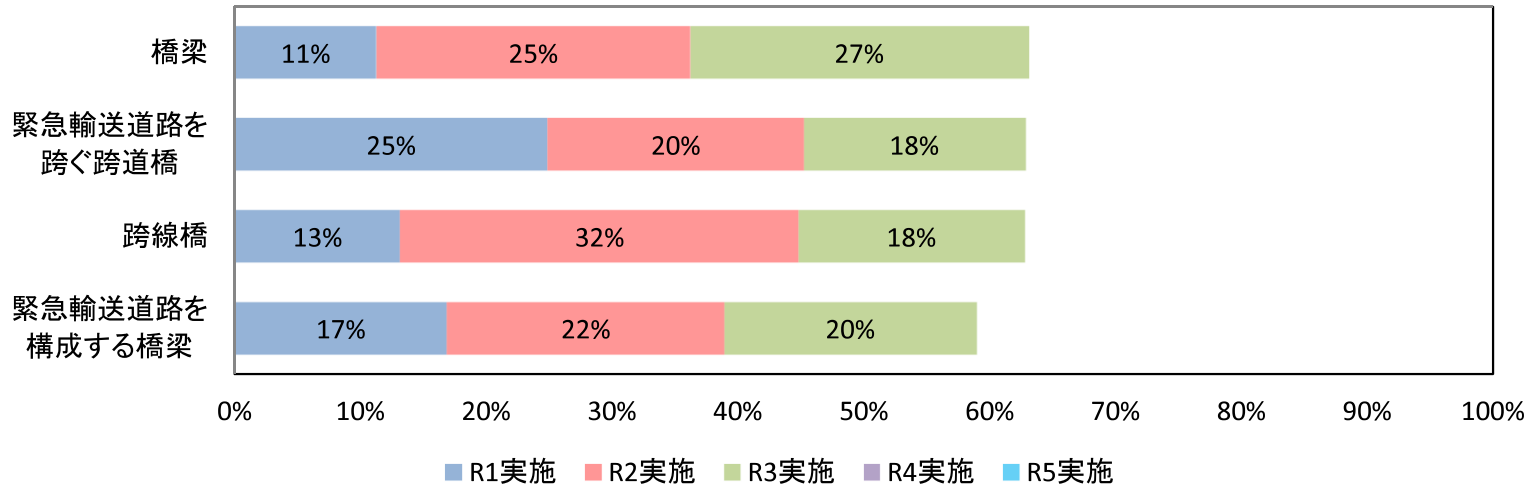
令和3年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の令和3年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約18%、跨線橋約18%、緊急輸送道路を構成する橋梁約20%である。

<<最優先で点検すべき橋梁の平成26・27・28・29・30、令和元・2・3年度の実施速報>>

管理者	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数			2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	
全橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	30,241	3,413	7,530	8,136	63%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	659	174	127	102	101	155	100%	659	164	134	116	63%
跨線橋	276	37	60	48	49	82	100%	273	36	86	49	63%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,474	720	1,004	947	824	979	100%	4,547	773	1,009	917	59%

※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R4.6月末時点

<橋梁の点検方針>
 コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

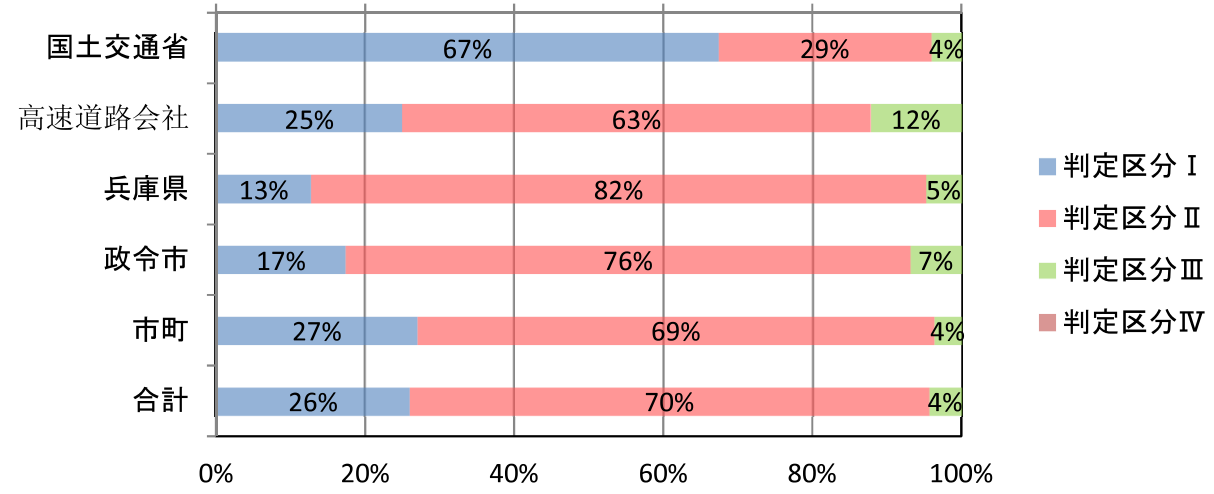
令和3年度点検実施速報(橋梁)

○令和3年度については、点検実施数に対して、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0橋（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 356橋（4%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 5,662橋（70%）

<<令和3年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理施設数	R3点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,491	368	248	105	15	0
高速道路会社	1,286	204	51	128	25	0
兵庫県(公社含)	4,919	1,102	141	908	53	0
神戸市(公社含)	2,343	723	126	547	50	0
市町(神戸市以外)	20,202	5,739	1,552	3,974	213	0
合計	30,241	8,136	2,118	5,662	356	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R4.6月末時点

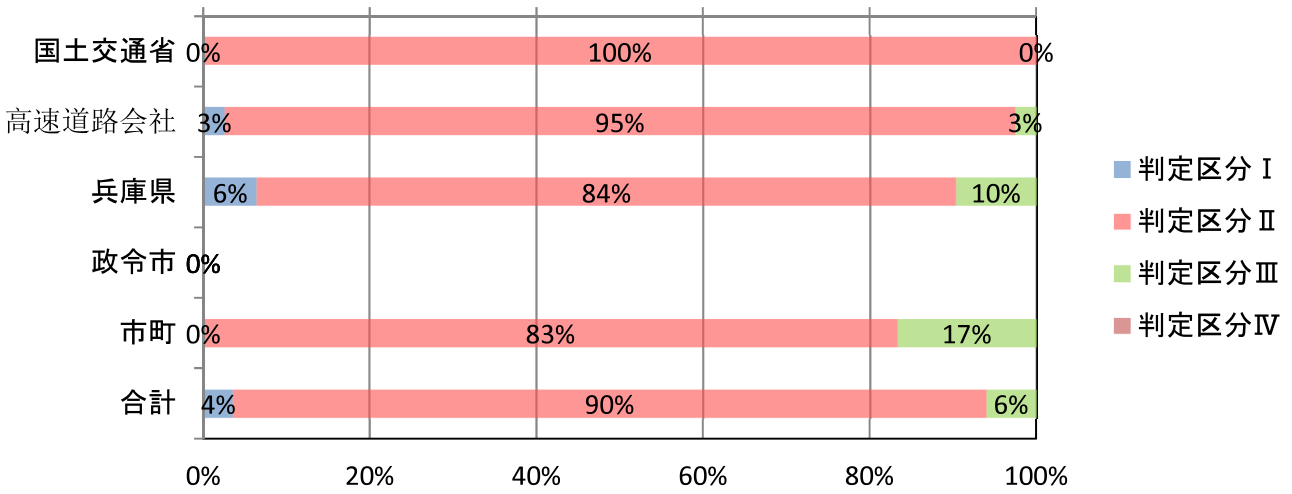
令和3年度点検実施速報(トンネル)

○令和3年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は5本（6%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は75本（90%）

<<令和3年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理施設数	R3点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	54	8	0	8	0	0
高速道路会社	142	38	1	36	1	0
兵庫県(公社含)	130	31	2	26	3	0
神戸市(公社含)	45	0	0	0	0	0
市町(神戸市以外)	29	6	0	5	1	0
合計	400	83	3	75	5	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注：R4.6月末時点

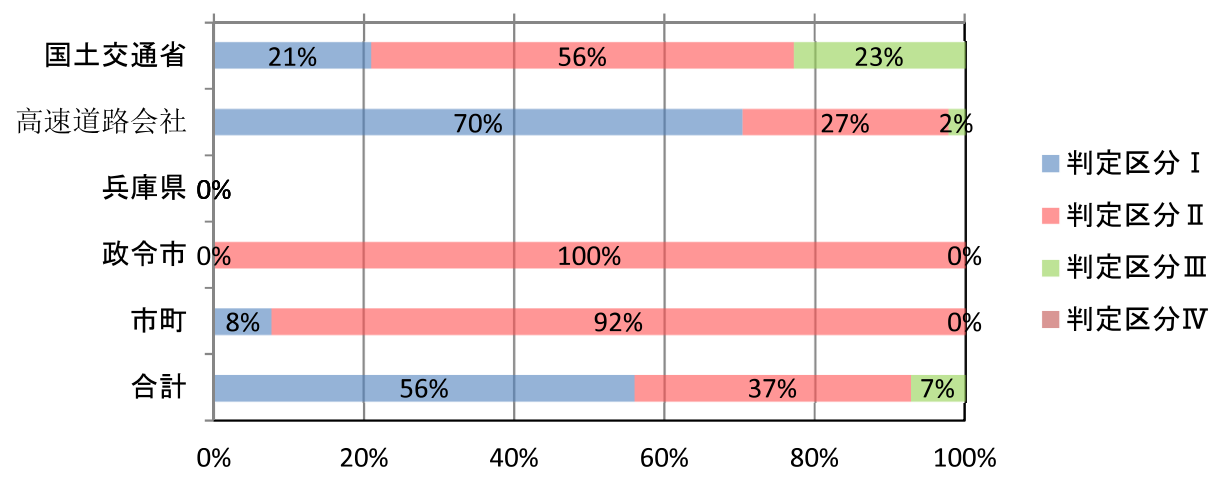
令和3年度点検実施速報(道路附属物等)

○令和3年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0基（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は31基（7%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は157基（37%）

<< 令和3年度管理者別点検速報（道路附属物等） >>

管理者	管理施設数	R3 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	452	105	22	59	24	0
高速道路会社	903	307	216	84	7	0
兵庫県(公社含)	277	0	0	0	0	0
神戸市(公社含)	291	2	0	2	0	0
市町(神戸市以外)	136	13	1	12	0	0
合計	2,059	427	239	157	31	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R4.6月末時点